

**(別紙8)**

**資料整備委員会実施細則**

(目的)

第1条 この規則は資料整備委員会内規第4条に基づき、規則の運用に必要な細目を定めるものである。

(委員会)

第2条

- 1 委員の任期は、原則として1年とし再任を妨げない。

(資料の収集・整備、情報発信)

第3条 委員会は農業土木プログラムの情報発信に必要な各種資料（入学募集要項、パンフレット、シラバスなど）を収集および整備し、ホームページや生物生産環境工学分野パンフレットなどを通じて学内外に広く情報発信する。